

＜平成29年度＞障害児支援の報酬の1単位単価

5級地

※ 事業所の所在地が多賀城市の場合

			1単位単価		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合	10.62円		
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	10.60円		
		主たる対象が重症心身障害児の場合	10.76円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)			10円	
	放課後等 デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合		10.60円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合		10.76円	
	保育所等訪問支援			10.62円	
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		10.56円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10.62円	
	自閉症児の場合			10.61円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合		10.55円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10.62円
	ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合		10.60円	
		当該施設が単独施設の場合		10.62円	
		併設する施設が主たる施設の場合		10.64円	
	肢体不自由児の場合			10.61円	
	医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円	
		肢体不自由児の場合		10円	
重症心身障害児の場合		10円			
障害児相談支援			10.60円		